

長野県視覚障害者福祉センター貸室利用規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会が経営する長野県視覚障害者福祉センター(以下、「センター」)の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用原則)

第2条 センター利用については、法人業務を最優先とし、法人の休日は、原則として利用出来ないものとする。

- 2 突発的な法人業務が入った場合は、法人からキャンセルを申し出ることができる。また、それを妨げることは出来ないものとする。

(行為の禁止等)

第3条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターに設けた設備及び機器備品等を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) ごみ等を投棄し、又は放置すること。
 - (3) 建物内部での飲酒、喫煙。
 - (4) 善良な風俗を乱し、又はセンターに著しく迷惑をかけること。
 - (5) 宗教団体、思想団体、政治団体、反対運動、抗議運動またはこれに類する集会等の目的と判断した場合、および会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - (6) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の指定暴力団または、指定暴力団連合または、その他集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体、もしくはその構成員による催事である場合。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。
- 2 管理人は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
 - (2) 正当な理由がなく鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
 - (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
 - (4) 管理人の指示に従わない者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営上支障があると認められる者

(利用の承認)

第4条 日常生活訓練室及び社会適応訓練室等、並びに附属設備(トイレ等をいう。)を利用しようとする者は、センター事務局に利用の許可を申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、センターが定める期間内に行わなければならない。

(冷暖房利用料金の納付)

第5条 冷暖房利用料金は、当該利用の終了時に納付するものとする。

(利用時間の延長)

第6条 やむを得ない事情により利用申し込み時間を超えて利用する必要が生じたときは、管理人に延長利用の許可申請を行い、その承認を受けなければならない。

(利用する者の遵守事項)

第7条 日常生活訓練室等を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 寄附金品の募集をしないこと。
- (3) 日常生活訓練室等に特別の設備を付加し、又は日常生活訓練室等の設備に変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 建物内は禁煙とし、灰皿等の喫煙場所は自身で用意し、センターのものは使用しないこと。センター敷地内において吸殻または灰が確認されたときは、別途清掃料を請求するものとする。
- (6) 飲酒行為は一切禁止とする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理人の指示する事項。

(センターの損傷等の届出等)

第8条 センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに管理人に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第9条 故意又は過失によりセンターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第10条 日常生活訓練室等を利用する者は、日常生活訓練室等の利用を終了したとき又は禁止事項を行い、許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復し、管理人に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用権の譲渡の禁止)

第11条 日常生活訓練室等の施設の利用について承認を受けた者は、当該施設を利用する権利を他人に譲渡してはならない。

(その他事項)

第12条 別紙「長野県視覚障害者福祉センター利用について」によるものとする。

附 則

この規定は、平成7年4月1日から施行する。

一部改正 平成30年4月1日
令和2年4月1日

(別 紙)

長野県視覚障害者福祉センター利用について

1. 利用料金及び利用時間等

センター休館日は、原則ご利用頂けません。センター営業日の営業時間内であれば、無料でご利用いただけます。ただし、冷暖房費は、1基につき500円をご負担下さい。

室 名	料 金	
	午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)
日常生活訓練室(営業日)	無 料	無 料
日常生活訓練室(営業日外)	利用不可	利用不可
社会適応訓練室(営業日)	無 料	無 料
社会適応訓練室(営業日外)	利用不可	利用不可
冷暖房/1基	500円	500円

※ 利用時間には、準備から撤去までの時間が含まれます。

※ 入場料等を徴収した場合は、入場料収入の2割に相当する金額を納付願います。

2. 申込み受付

利用日の3カ月前から2週間前までに、センター事務局に利用の許可をお申し込みいただき、申請用紙をご提出下さい。

3. ご利用上の注意事項 ※必ずお守りください

- (1) 利用時間をお守りいただき、終了後は、速やかにご退室下さい。
- (2) 飲酒行為は一切禁止とさせていただきます。
- (3) 建物内は禁煙です。灰皿等の喫煙場所はご自身でご用意下さい。
- (4) 使用後に清掃を必要とする場合は(トイレを含む)別途清掃料を頂きます。
- (5) 会場設営および原状回復については、必ずご利用いただく皆様で行って下さい。いかなる場合も、当センターの職員はお手伝い致しかねますので、ご了承のほど、お願い致します。
- (6) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないで下さい。
- (7) 日常生活訓練室等に特別の設備を付加したり、日常生活訓練室等の設備に変更を加えないで下さい。
- (8) 所定の場所以外で火気を使用しないで下さい。
- (9) 寄附金品の募集は禁止とさせていただきます。
- (10) 帰宅時のタクシーの手配は、掲示板のタクシー会社一覧をご覧頂き、各自でお願いします。
- (11) 帰りのバスの時刻は、掲示板の時刻表をご覧下さい。
- (12) センターの利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当方は一切の責任を負いませんのでご了承下さい。尚、当方ではお客様の貴重品等をお預かり致しかねますので、併せてご承知おき下さい。